

●令和7年度試験研究分科会開催スケジュール

	第1回	第2回	第3回	第4回	評価委員会全体会 (親会)
日程	6月27日(金)	7月7日(月)、7月8日(火) (持ち回り開催)	7月22日(火)	7月29日(火)	8月7日(木)
①令和6年度業務実績評価	都産技研から業務実績及び自己評価について報告	都の評価案に対する意見聴取	委員意見を踏まえた修正評価案について審議 ⇒分科会意見決定		
②第四期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価	同上	同上	同上		評価案についての審議 ⇒全体会意見決定
③第四期中期目標期間終了時における組織及び業務全般の検討	—	—	組織・業務全般の検討案について審議 ⇒分科会意見決定		組織・業務全般の検討案について審議 ⇒全体会意見決定
④第五期中期目標	中期目標の方向性について審議	中期目標の構成案について意見聴取	中期目標案について審議	委員意見を踏まえた修正案について審議 ⇒分科会意見決定	中期目標案について審議 ⇒全体会意見決定

知事決定

この後、12～3月の間に、第5回（第五期中期計画の認可にあたっての意見聴取）、第6回（令和8年度 年度計画の説明）を開催予定

■ 審議事項の内容説明

事項	説明
①令和6年度業務実績評価	都産技研の令和6年度の業務実績についての評価 [法第28条第1項第1号]
②第四期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価	都産技研の第四期中期目標期間の4年目まで（令和3年度～令和6年度）の実績に基づいた、中期目標期間終了時に見込まれる業務実績についての評価 [法第28条第1項第2号] ⇒ ③「組織及び業務全般の検討」及び④「第五期中期目標」に反映
③第四期中期目標期間終了時における組織及び業務全般の検討	第四期中期目標期間が終了した後も都産技研の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他組織及び業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講じるもの [法第30条] ⇒ ④「第五期中期目標」と密接に関連
④第五期中期目標	都産技研が令和8年度～令和12年度の5年間において達成すべき業務運営の目標 [法第25条]

(注) 上表における「法」は「地方独立行政法人法」を指す。